令和2年度奈良市入退院連携マニュアル改訂版　変更箇所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旧 | 新 |
| ｐ.1 | ２．入退院調整ルールの基本  （2）ルールの対象となる患者の基準  次のいずれかに該当する方が、退院調整を行う必要があります。  ①入院前に担当ケアマネジャーが決まっている方(入院前に介護保険サービスを利用していた方）  ②入院前に担当ケアマネジャーが決まっていない方(退院後新たに介護保険サービスを利用する方）  下記の項目に該当する患者は、上記のルールから除外する。   |  | | --- | | ・退院後の他の病院に転院する又は施設に入所する場合（在宅復帰しない場合）※入院時情報提供書の提出があった場合は、転院・入所する旨を担当ケアマネジャーに連絡する。且つ、その「入院時情報提供書」を複写し、転院先の病院へ引き継ぐ。  ・短期入院や検査入院等で状態変化がない場合  ・化学療法等を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合 | | ２．入退院調整ルールの基本  （2）ルールの対象となる患者の基準  次のいずれかに該当する方が、退院調整を行う必要があります。  ①入院前に担当ケアマネジャーが決まっている方（入院前に介護保険サービスを利用していた方）  ※転院する又は施設に入所する場合（在宅復帰しない場合）入院時情報提供書の提出があった病院は、転院・入所する旨を連絡する。且つ、その「入院時情報提供書」を複写し、転院先の病院又は入所先の施設へ引き継ぐ。  ②入院前に担当ケアマネジャーが決まっていない方（退院後新たに介護保険サービスを利用する方）  下記の項目に該当する患者は、上記のルールから除外する。   |  | | --- | | ・短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合  ・化学療法等を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合 | |
| ｐ.3 | 入院の連絡  ・担当ケアマネジャーがわからない場合は、奈良市役所介護福祉課へ問い合わせる。ただし、居宅介護支援事業所名のみの情報提供とする。  ■工夫例■  ・利用者や家族に医療保険証や介護保険証等と一緒に担当ケアマネジャーの名刺を保管して頂く。 | 入院の連絡  〔追記〕・担当ケアマネジャーがわからない場合は、奈良市役所介護福祉課へ問い合わせる。介護福祉課は、成りすまし防止のため、折り返し電話対応により、居宅介護支援事業所名のみの情報提供とする。  ■工夫例■  ・利用者や家族に医療保険証や介護保険証等と一緒に担当ケアマネジャーの名刺を保管して頂く。  〔追記〕一度名刺を渡していても、再度渡す。  『受診・入院必携セット』『連絡先カード』を利用者へ配布する。 |
| 病院と担当ケアマネジャーの情報交換について | 〔追記〕入院時情報提供書の『6.カンファレンス等について（ケアマネジャーからの希望）』について希望ありにチェックがある場合、病院スタッフは、なるべくカンファレンス開催を検討する。 |
| 退院の連絡について  ・下記の場合は、病院スタッフはできるだけ早く担当ケアマネジャーへ連絡する。  住環境を考慮する必要がある方  区分変更等が必要な方  往診・訪問看護・薬局（薬の管理ができない）など医療的ケアが必要な方  　　　　　　　　（略） | 退院の連絡について  ・下記の場合は、病院スタッフはできるだけ早く担当ケアマネジャーへ連絡する。  〔変更・追記〕  住環境を考慮する必要がある方  区分変更等が必要な方  訪問診療・訪問歯科・訪問看護・薬局（薬の管理ができない）など医療的ケアが必要な方  　　　　　　　　　　（略）  〔追記〕病院スタッフは、介護保険を利用する患者の看護サマリーを作成、もしくは電話連絡等での情報提供を行い、ケアマネジャーと情報を共有する。 |
| ｐ.5 | 退院の連絡について | 〔追記〕病院スタッフは、介護保険を利用する患者の看護サマリーを作成、もしくは電話連絡等での情報提供を行い、居宅又は包括と情報を共有する。 |
| ｐ.7 | ４．病院の担当窓口一覧  奈良市の相談窓口 | 〔更新〕 |
| ｐ.10 | 他市の相談窓口 | 〔削除〕~~他市の相談窓口~~  〔追記〕奈良県内の病院窓口一覧に関しては、奈良県地域包括ケア推進室ホームページ在宅医療・介護連携の推進 病院窓口一覧（エクセル）をご参照ください。 |
| ｐ.11 | ５．連携に関する診療報酬・介護報酬一覧 | 〔変更〕診療報酬改訂 |
| ｐ.12 |  | ６．参考様式  〔追加〕（1）受診・入院必携セット、連絡先カード |
| ｐ.13 | ６．参考様式  （1）入院時情報提供書 | （2）入院時情報提供書  〔追記〕奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。全て記入が出来なくても、連携切り口としてご活用ください。 |
| ｐ.14 | （2）退院・退所情報記録書 | （3）退院・退所情報記録書  〔追記〕奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。ケアマネジャーが記入し保管する書式です。退院・退所支援の情報収集の際にご活用下さい。 |
| ｐ.15 |  | 〔追加〕Q＆A |